**非嫡出子相続分差別規定の改正**

最大決平成25.9.4 民集第67巻6号1320頁（非嫡出子（婚外子）相続分差別規定違憲決定）の決定後、平成２５年１２月５日、民法の一部を改正する法律が成立し，嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました（同月１１日公布・施行）。

|  |  |
| --- | --- |
| **改正前民法** | **改正後（現行）民法** |
| （法定相続分）  **民法第900条**　同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。  一 　子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。  二 　配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。  三 　配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。  四 　子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。**ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、**父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。 | （法定相続分）  **民法第900条**同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。  **（一～四本文は同文）**  四 　子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。 |